

個人情報ファイル簿

令和8年7月1日現在

個人情報ファイルの名称	市税等収納管理ファイル	
実施機関の名称	五所川原市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部収納課	
個人情報ファイルの利用目的	市税等の収納管理のために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 性別、4 生年月日、5 世帯構成、6 電話番号、7 賦課情報、8 収納情報、9 口座情報、10 過誤納情報、11 延滞金情報、12 督促情報	
記録範囲	市税等が賦課されている者	
記録情報の収集方法	市税等賦課データとの連携、指定金融機関等の入金情報、口座振替申込書等の提出、過誤納還付金発生者からの還付請求書の提出	
要配慮個人情報	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 五所川原市総務部総務課	
	(所在地) 〒037-8686 青森県五所川原市字布屋町41番地1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 電算処理ファイル (法第60条第2項第1号)	政令第21条第7項に該当するファイル (電算処理ファイルの内容を記載した紙ベースのファイル) ☒ 有 ☐ 無
	☐ マニュアル処理ファイル (法第60条第2項第2号)	
備考	金木総合支所、市浦総合支所においても利用	

個人情報ファイル簿

令和8年7月1日現在

個人情報ファイルの名称	市税等滞納管理ファイル	
実施機関の名称	五所川原市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部収納課	
個人情報ファイルの利用目的	市税等の滞納管理のために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 性別、4 生年月日、5 世帯構成、6 電話番号、7 賦課情報、8 滞納情報、9 経過記録、10 財産調査情報、11 滞納処分情報、12 減免情報、13 猶予情報、14 執行停止情報、15 不能欠損情報、16 延滞金情報、17 督促情報	
記録範囲	市税等が賦課されている者	
記録情報の収集方法	市税等の賦課データとの連携、納税義務者との折衝、財産調査、滞納処分等の記録の入力による	
要配慮個人情報	含む	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 五所川原市総務部総務課	
	(所在地) 〒037-8686 青森県五所川原市字布屋町41番地1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 電算処理ファイル (法第60条第2項第1号)	政令第21条第7項に該当するファイル (電算処理ファイルの内容を記載した紙ベースのファイル) ☒ 有 ☐ 無
	☐ マニュアル処理ファイル (法第60条第2項第2号)	
備考	金木総合支所、市浦総合支所においても利用	